

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私は、昭和62年に会社を退職した直後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付していたが、申立期間は生活が苦しく保険料を納付できなかったため、昼の仕事とは別に夜もアルバイトをして貯金し、申立期間の保険料を遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間後の平成7年度の保険料を平成7年4月に前納していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、申立期間のうち平成5年度保険料は過年度納付することが、6年度保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた区を管轄する年金事務所は、当時、過年度保険料の納付書については、現年度保険料の納付期限を経過した翌年度の6月又は7月に、年度ごとの未納期間を一括納付書として送付していたと回答していることから、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年3月まで

私は、姉に勧められて昭和50年4月頃に国民年金の加入手続を行い、毎月金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者に係る資格取得日及び資格処理日から、申立期間後の昭和59年10月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、加入手続に関する記憶が明確でない上、所持しているのは前述の手帳記号番号が記載された年金手帳1冊のみであり、当該手帳以外の年金手帳を所持していた記憶も明確でないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料額及び納付場所の記憶も明確でないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から同年 8 月まで

私は、夫と義母に勧められて昭和 36 年 6 月頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料を毎月市役所で納付していたが、当時は第一子出産直後で毎月市役所へ出向くことが困難となり、資格喪失の手続を行った。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和 54 年 8 月 30 日に払い出されたと確認でき、この手帳記号番号が記載されている申立人の年金手帳には「初めて被保険者となった日」は「昭和 54 年 6 月 29 日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶は無いと述べており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が記憶する保険料の納付方法、納付頻度及び保険料額は、当時の納付方法、納付頻度及び保険料額と符合しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 53 年 9 月まで

私は、昭和 52 年 11 月に会社を設立した際に、会社の顧問税理士が、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと聞いている。申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、夫婦の加入手続及び夫婦二人分の保険料を納付してくれていたとする税理士から、当時の納付状況等を聴取することは困難であることから、当時の状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市で作成された国民年金被保険者名簿の収納日を記入する欄の申立期間に該当する部分には、「拒否」と押印されている。当該市は、この「拒否」の押印の意味について、保険料を納付するよう案内した際に、被保険者から保険料を納付しないと申告された場合などに当該被保険者の被保険者名簿の納付月部分に「拒否」と押印する事務処理を行っていたと説明している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで
私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 52 年 4 月から 60 歳に到達するまでのうち、申立期間の 3 か月分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の夫から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 53 年 7 月頃に払い出されたと推認でき、申立人は、当該払出時点から 60 歳に到達するまで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たすことができないことから、同資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付をしたものと考えられる。

なお、申立人の手帳記号番号と連番で払い出され、申立人の保険料の納付をしていたとする夫も、昭和 52 年度の保険料のうち 3 か月分が未納と記録されており、申立人と同様に受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付をしたものと推察される。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。